



はい！こちら消費生活センターです

## 物干し竿の移動販売にご注意！

Q

物干し竿の移動販売をしている事業者を呼び止め購入した。拡声器では2本で3千8百円とアナウンスしていたのに代金を支払う時には3万8千円と言われた。そんなに高額な物干し竿はいらないと断ったが切断したので買ってもらわないと困るとすごまれ支払ってしまった。軽トラックはすぐさま立ち去ってしまい事業者の連絡先も名前も分からない。どうすればよいか。（70歳代 女性）

A

昼間在宅している高齢の女性を狙った物干し竿の販売で高額料金を支払ってしまったという相談が全国的に増加しています。高齢の女性にとって古くなった物干し竿の処分と新しい商品の交換は簡単ではなく、つい移動販売車を呼び止め2本で3千8百円くらいならと思い契約してしまっただと思われそうです。拡声器で呼び掛けた金額と請求金額の差が大きいのが特徴です。嘘を言われて契約したので取り消す事も可能と思われそうですが、相手の連絡先も事業者名も分からなければ手の打ちようがありません。中には2本で千円と言われていたのに十万円と請求された事例もあります。恐怖を覚えるような場合は警察に連絡すればよいのですが、現実には冷静な判断が難しいと想像されます。移動販売車を呼び止めての契約にはくれぐれも注意が必要です。

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は無料です。 秘密は厳守します。

「消費者ホットライン」は、「188（いやや!）」番での案内を開始しました。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）  
相談時間 午前9時～午後4時  
住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階  
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩5分）  
土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ  
（電話のみ）



相談すれば 楽になる